



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

担 当	岡山労働局雇用均等室	
	室長	山田 泉
	室長補佐	岡田 節子
	電話	086-224-7639

岡山労働局発表
平成27年5月28日

パートタイム労働法に関する相談が増加！ ～平成26年度 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に係る相談受理状況まとまる～

今般、岡山労働局(局長 三上 明道)では、平成26年度に岡山労働局雇用均等室で受理した相談等の状況をとりました。

1 相談の状況

平成26年度に雇用均等室で受理した相談は、1,688件(育児・介護休業法 1,075件、男女雇用機会均等法 308件、パートタイム労働法 305件)であり、前年度(1,459件)より15.7%増加した。パートタイム労働法が改正されたことにより、パートタイム労働法の相談件数が前年度97件から大幅に増加した。(資料1-図1、図8)

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談は97件であり、前年度(86件)より12.7%増加し、3年連続の増加となった。不利益取扱いの相談内容については、解雇や退職の強要など、労働者が職を失う可能性のある相談が4割以上を占めている。(資料1-図2、図3)。

2 紛争解決援助の状況

労働局長による紛争解決援助の申立は11件で、前年度(14件)より21.4%減少した。(資料1-図10)。

申立の内容をみると、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る事案が6件、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事案が2件、育児休業に係る事案が2件、介護休業に係る不利益取扱い事案が1件であった。(解決援助の結果、全件解決。)(資料1-図11、資料2)

3 今後の対応

岡山労働局雇用均等室では、法違反事案の未然防止のために、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の一層の周知徹底を図るとともに、法違反が認められる事業主に対しては厳正な指導を行うこととしている。

また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法において、妊娠・出産、育児休業等を理由に解雇や退職の強要などの不利益取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」(マタハラ))を禁止していることを第30回男女雇用機会均等月間(6月1日～30日)において集中的に広報・啓発活動を行う。

さらに、相談を受理した場合には、迅速・的確に対応し、法違反がある場合には事業主に厳格に是正指導を行い、労働者のニーズに応じて、法に基づいてく紛争解決援助制度の活用を促すこととしている。(資料4～7)

添付資料

- 1 平成26年度に岡山労働局雇用均等室が受理した相談等の状況
- 2 岡山労働局長による紛争解決の援助事例
- 3 第30回男女雇用機会均等月間実施要綱
- 4 雇用均等室にご相談ください(名刺サイズのカード)
- 5 働きながらお母さんになるあなたへ 職場でつらい思い、していませんか
- 6 STOP! マタハラ 例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です
- 7 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内